

※市記載欄 (申請者記入不要)	
--------------------	--

補助金交付申請書

申請書を提出する日を記載

申請日	令和6年〇月〇日
-----	----------

(宛先) **・住所については、申請日現在の現住所を記載**
・法人の場合は、申請日現在の主たる事務所の所在地を記載

申請者 (補助金の交付を受けようとする者)	住所又は所在地※1	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 八戸市〇〇一丁目〇番〇号
	氏名又は名称等※2	(フリガナ) ハチノヘ タロウ 八戸 太郎 法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記載
	電話番号※3	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 平日の日中に連絡が取れる電話番号を記載
	FAX番号	0178-〇〇-〇〇〇〇
	E-mail	〇〇〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇
	担当者(法人のみ)	

※1)法人の場合は、主たる事務所の所在地 ※2)法人号

八戸市再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金
 則第3条の規定により、次のとおり申請します。

・補助対象設備を設置する住宅又は事業所の所在地を記載
・設置場所の所有建物の区分については、(住宅/事業所)のいずれかを選択
・設置場所の所有建物の状況については、(既築/新築中/新築予定)のいずれかを選択

1 補助対象設備・補助金交付申請額

補助対象設備の設置場所(所在地)		八戸市〇〇一丁目〇番〇号	
設置場所の所有建物の区分(住宅/事業所)		住宅	設置場所の所有建物の状況(既築/新築中/新築予定) 既築
設置する 補助対象設備		①太陽光発電設備	②蓄電池
	出力又は容量	3.00 kW	5.00 kWh
	補助対象経費	660,000 円	700,000 円
	補助金交付申請額	210,000 円	233,000 円
補助金交付申請額 合計(①+②)		443,000 円	

水色のセルは自動計算(別紙1の入力内容を反映)

2 事業着手・設置完了

事業着手(予定)日 (契約締結(予定)日)	令和6年〇月〇日	設置完了(予定)日	令和6年〇月〇日
--------------------------	----------	-----------	----------

3 施工販売事業者 ※契約(予定)の相手方

事業者名	〇〇〇〇株式会社	事務所所在地	八戸市〇〇〇〇
代表者氏名	〇〇 〇〇	担当者	〇〇 〇〇
電話番号	0178-〇〇-〇〇〇〇	FAX番号	0178-〇〇-〇〇〇〇
E-mail	〇〇〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇		

4 本申請に関する連絡先 ※該当する方に☑

	申請者本人
☑	上記の施工販売事業者

・申請受付から交付決定までは少なくとも2週間程度の期間を要するため、事業着手(予定)日(契約締結(予定)日)は、申請日から2週間以降の日とすること
・設置完了(予定)日は、実績報告書の提出期限(令和7年1月31日)を踏まえた日とすること

5 添付書類

左記の添付書類を添えて、交付申請書を提出すること

- (1) 太陽光発電設備・蓄電池 設置計画書(別紙1)
- (2) 補助対象設備のメーカー名、型式(型番・品番)、出力・容量等を確認できる書類 ※カタログの写し等
- (3) 補助対象経費に係る見積書及びその内訳を確認できる書類
- (4) 設置場所の住宅又は事業所の所在地を確認できる位置図
- (5) 発行から3か月以内の納税証明書(市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)の原本
※納税状況を確認することに同意する場合は不要(次の同意欄参照)
- (6) 申請者が当該住宅又は当該事業所の所有者であることを確認できる書類
※発行から3ヶ月以内の登記事項証明書の写し
- (7) 住宅の敷地内に補助対象設備を設置する場合は、(1)から(6)までのほか、申請者が当該住宅に居住していることを確認できる書類 ※発行から3ヶ月以内の住民票の写し
- (8) 事業所の敷地内に補助対象設備を設置する場合は、(1)から(6)までのほか、次の書類
 - ア 中小企業者等 確認書(別紙2)
 - イ 申請者が中小企業者等であることを確認できる書類 ※発行から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し
 - ウ 申請者が当該事業所において事業を営んでいることを確認できる書類 ※営業証明書の写し等

同意

私は、八戸市再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金の交付申請にあたり、次の税目について滞納がない旨を証明するため、私(申請者)の納税状況を確認することに同意します。

・市民税 ・法人市民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税

✓ **上記の内容について確認し、同意します。(「✓」を入れてください)**

同意しない場合は、発行から3か月以内の納税証明書(市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)の原本を添付書類として提出

私は、八戸市再エネ・省エネ設備導入促進

- 1 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱第2条第3号に規定する排除措置対象者には該当しません。また、このことの正当性を確認するため、八戸市が青森県警察八戸警察署長へ照会する必要があることについて承諾します。
- 2 同一の補助対象設備について、他の補助金の交付を受けていません。
- 3 補助事業により取得した財産については、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはしません。これに反した場合は、補助金を返還します。
- 4 八戸市から、補助事業に関する調査等の依頼があったときは、協力します。
- 5 設置する補助対象設備は、八戸市再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金交付要綱別表に定める要件を全て満たしており、かつ、同要綱第3条第2項各号のいずれにも該当しません。
- 6 申請書に記載の添付書類のほかに、八戸市から書類の提出を求められた場合は、速やかに対応します。
- 7 補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や、八戸市補助金等の交付に関する規則及び八戸市再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金交付要綱並びにこの補助金に関する手引書の類(以下「関係規定等」という。)に反する不正等が発覚した場合は、補助金を返還します。
- 8 補助事業に係る取得財産や経理関係書類等については、関係規定等に基づき適切に整備し、保管・管理します。
- 9 その他、関係規定等を熟読し、適切に補助事業を実施します。

✓ **上記の内容について確認し、誓約します。(「✓」を入れてください)**

申請前に改めて交付要綱等を読んで、交付要件等を確認すること

氏名又は名称等 八戸 太郎

太陽光発電設備・蓄電池 設置計画書

水色のセルは自動入力 (申請書の入力内容を反映)

1 申請者・設置場所

氏名又は名称等	八戸 太郎		
補助対象設備の設置場所 (所在地)	八戸市〇〇一丁目〇番〇号	設置場所の区分 (住宅/事業所)	住宅

2 太陽光発電設備の設置計画

添付書類として提出するカタログ等の写しを確認して記載

太陽電池	メーカー名・型式	株式会社〇〇 (メーカー名) ・■■-■■■ (型式)	太陽電池モジュールの公称最大出力 (合計値) (A)	3.600 kW
		200W・18枚		
		株式会社〇〇 (メーカー名) ・■■-■■■ (型式)	パワーコンディショナーの定格出力 (B)	3.000 kW
	最大出力 (C) (補助対象出力) ※1	3.00 kW	※1) (A)と(B)のいずれか低い値	
	年間発電想定量 (D)	4,000 kWh		
	年間自家消費想定量 (E)	1,500 kWh		
	自家消費想定割合 (E) / (D) ※2	37.50 %		
	補助対象経費 ※3 (太陽光発電設備の購入及び設置に要する費用)	660,000 円		
住宅の敷地内に設置する場合	補助金交付申請額 (C) × 70,000円、上限350,000円 ※4	210,000	添付書類として提出するカタログ等の写しを確認して記載 「区分」欄は次のいずれかを選択 ・家庭用蓄電池 (4,800Ah・セル相当のkWh未満) ・業務用蓄電池 (4,800Ah・セル相当のkWh以上)	
事業所の敷地内に設置する場合	「補助金交付申請額」 (水色のセル) は自動計算 (「自家消費想定割合」が要件を満たしていない場合は、「補助対象外」と表示)			

・「年間発電想定量」と「年間自家消費想定量」は、施工販売事業者等にシミュレーションを依頼して算出するか、申請者自身で算出すること
 ・発電する電力量のうち、自家消費する電力量が、住宅は30%以上、事業所は50%以上であることが交付要件となるため、それより小さい割合の場合は補助対象外となることから、「自家消費想定割合」 (水色のセル・自動計算) について、要件を満たすことを確認すること

3 蓄電池の設置計画

メーカー名・型式	株式会社〇〇 (メーカー名) ・■■-■■■ (型式)	区分 (家庭用/業務用)	家庭用蓄電池 (4,800Ah・セル相当のkWh未満)
蓄電容量※5 (F)	5.00 kWh	※5) 単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量 kWh表示における小数点第2位未満切捨て	
補助対象経費※6 (G) (蓄電池の購入及び設置に要する費用)	700,000 円	※6) 消費税及び地方消費税を除く	
家庭用蓄電池を設置する場合	蓄電システムの価格 (G)/(F)※7	住宅の敷地内に設置する場合 補助金交付申請額※8 (「(G) × 1/3」、上限額400,000円)	233,000 円
業務用蓄電池を設置する場合	蓄電システムの価格 (G)/(F)※7	事業所の敷地内に設置する場合 補助金交付申請額※8 (「(G) × 1/3」、上限額400,000円)	

「補助金交付申請額」 (水色のセル) は自動計算 (「蓄電システムの価格」が要件を満たしていない場合は、「補助対象外」と表示)

・「蓄電システムの価格」 (水色のセル) は自動計算
 ・補助対象経費 (G) ÷ 蓄電容量 (F) が次の額以下でない場合は、補助対象外
 ア 家庭用蓄電池 (4,800Ah・セル相当のkWh未満) 14.1万円/kWh
 イ 業務用蓄電池 (4,800Ah・セル相当のkWh以上) 16万円/kWh

※7) 蓄電システムの価格 (蓄電容量1kWh当たりの)
 ア 家庭用蓄電池 (4,800Ah・セル相当のkWh未満)
 イ 業務用蓄電池 (4,800Ah・セル相当のkWh以上)

※8) 千円未満の端数は切り捨て

中小企業者等 確認書

事業所の敷地内に補助対象設備を設置する場合のみに提出が必要な書類(住宅の場合は不要)

1 申請者

氏名又は名称等※	八戸 太郎
----------	-------

※)法人の場合は、名称及び代表者の氏名

水色のセルは自動入力(申請書の入力内容を反映)

2 該当区分

主たる事業	要件(次のいずれかを満たすこと)		中小企業基本法の該当条項	中小企業者(会社又は個人)※1 (該当する区分に○)	会社以外の法人であって、 中小企業者に準ずるもの※2 (該当する区分に○)
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数			
①製造業、建設業、運輸業その他の業種(②~④を除く。)	3億円以下	300人以下	第2条第1項第1号		
②卸売業	1億円以下	100人以下	第2条第1項第2号	○	
③サービス業	5千万円以下	100人以下	第2条第1項第3号		
④小売業	5千万円以下	50人以下	第2条第1項第4号		

「会社以外の法人であって、中小企業者に準ずるもの」に該当するかどうかは、中小企業基本法第2条第1項各号中「会社」及び「会社及び個人」とあるのは「法人であって会社以外のもの」と読み替えて適用し、判断をすること

該当する区分の欄に「○」を入力(プルダウンから選択)

※1) 「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者をいう。

※2) 当該法人に該当するかどうかの判断をするときは、中小企業基本法第2条第1項各号中「会社」及び「会社及び個人」とあるのは「法人であって会社以外のもの」と読み替えて適用し、当該判断をするものとする。